

令和6年度自動車騒音の常時監視結果について

県では、騒音規制法に基づいて自動車騒音の常時監視を行っており、令和6年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

1 概要

自動車騒音の常時監視については、騒音規制法第18条に基づき都道府県が自動車騒音の状況を監視し、同法第19条において結果を公表するものとされています。沖縄県でも平成15年度から自動車騒音の測定及び公表を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

平成18年度以降は、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成17年6月29日付け環境省環境管理局長通知）」に基づき監視の実施計画を策定し、原則5年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。県では新たに、令和6年度から令和10年度までの5年間で県内の町村区域（全58評価区間）における自動車騒音常時監視の実施計画（以下「モニタリング計画」という。）を作成しました。県では、同計画に基づき、県内の町村区域における対象地域について、自動車騒音の常時監視及び評価を行うこととしています。

2 評価対象道路

令和6年度は、嘉手納町及び西原町における幹線道路13評価区間（※1）において自動車騒音の測定を行い、延長20.2kmに面する地域について、3,416戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。（評価区間は表1,2参照）

3 評価方法（面的評価）

自動車騒音常時監視の面的評価は、幹線交通を担う道路（※2）の沿道（道路両端）から50mまでの範囲にある各住居（※3）について、評価区間を代表する地点で測定した騒音レベル及び道路からの距離減衰や建物（群）の遮へいによる減衰等を考慮した推計式を行い、個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」といいます。）（別添資料2参照）

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。

※3「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

表1 環境基準達成状況の評価結果（区間別）

地点番号	評価対象道路					評価区間	測定地点の住所 ※2	測定地点の等価騒音レベル (dB)	騒音測定年度	評価区間の延長 (km)	環境基準達成戸数(戸)・環境基準達成確率(%)														
	(1) 路 線 名	(2) 車 線 数	(3) 環 境 基 準 類 型 ※1	(4) 遮 音 壁 等 の 有 無	(5) 低 騒 音 鋪 装 の 有 無						評価対象住居等戸数		昼間・夜間とも基準値以下		夜間のみ基準値超過		昼間のみ基準値超過		昼間・夜間とも基準値超過						
											昼間	夜間	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)				
1	一般国道58号	4	B	0	1	中頭郡嘉手納町字嘉手納～中頭郡嘉手納町字嘉手納	中頭郡嘉手納町字嘉手納	73	67	R6	0.5	247	225	91.1	0	0.0	6	2.4	16	6.5					
2	一般国道58号	6	C	0	1	中頭郡嘉手納町字嘉手納～中頭郡嘉手納町	中頭郡嘉手納町字兼久	68	63	R6	3.0	125	125	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					
3	沖縄嘉手納線	4	-	0	0	中頭郡嘉手納町字屋良～中頭郡嘉手納町字嘉手納	中頭郡嘉手納町字屋良	68	59	R6	2.6	219	215	98.2	0	0.0	1	0.5	3	1.4					
4	一般国道329号	4	B	0	1	中頭郡西原町字小那霸～中頭郡西原町字内間		-	73	67	R6	1.0	158	145	91.8	0	0.0	5	3.2	8	5.1				
5	一般国道329号	4	B	0	1	中頭郡西原町字内間～中頭郡西原町字嘉手苅	中頭郡西原町字内間	73	67	R6	0.9	128	88	68.8	0	0.0	15	11.7	25	19.5					
6	一般国道329号	4	B	0	1	中頭郡西原町字嘉手苅～中頭郡西原町字我謝		-	73	67	R6	1.6	511	411	80.4	0	0.0	58	11.4	42	8.2				
7	那覇北中城線	2	B	0	0	中頭郡西原町字幸地～中頭郡西原町字翁長	中頭郡西原町字幸地	66	60	R6	2.1	303	303	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					
8	那覇北中城線	2	A	0	0	中頭郡西原町字翁長～中頭郡西原町字上原	中頭郡西原町上原	66	59	R6	2.0	597	597	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					
9	浦添西原線	2	B	0	0	中頭郡西原町字翁長～中頭郡西原町字翁長		-	65	59	R6	0.4	124	124	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
10	浦添西原線	2	B	0	0	中頭郡西原町字翁長～中頭郡西原町字呉屋	中頭郡西原町字呉屋	65	59	R6	2.0	466	466	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					
11	浦添西原線	2	B	0	0	中頭郡西原町字呉屋～中頭郡西原町字嘉手苅		-	65	59	R6	1.1	198	198	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
12	宜野湾西原線	2	A	0	0	中頭郡西原町字森川～中頭郡西原町字上原	中頭郡西原町上原	65	59	R6	1.5	304	304	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					
13	宜野湾西原線	2	A	0	0	中頭郡西原町字上原～中頭郡西原町字内間		-	65	59	R6	1.5	36	27	75.0	0	0.0	4	11.1	5	13.9				

※1 環境基準類型のあてはめがない地点は「-」とし、Bの基準を当てはめ準用区間についても同様に処理した。

※2 「測定地点の住所」の欄に「-」の記載がある場合の「基準点の等価騒音レベル」の欄については、他の評価区間における測定結果を準用した。

※3 交差道路で重複計数された住居等戸数が含まれている。

表2 環境基準達成状況の評価結果（町村別）

市 町 村 名	評 価 区 間 延 長 (km)	評 価 区 間 数	評価結果(全体)					評価結果(近接空間)					評価結果(非近接空間)				
			住居等戸 数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以 下 ①	夜のみ基 準値超過 ②	昼のみ基 準値超過 ③	昼夜とも 基準値超 過 ④	住居等戸 数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以 下 ①	夜のみ基 準値超過 ②	昼のみ基 準値超過 ③	昼夜とも 基準値超 過 ④	住居等戸 数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以 下 ①	夜のみ基 準値超過 ②	昼のみ基 準値超過 ③	昼夜とも 基準値超 過 ④
合計	20.2	13	3309	3134	0	84	91	1579	1445	0	60	74	1730	1689	0	24	17
嘉手納町	6.1	3	580	558	0	6	16	240	218	0	6	16	340	340	0	0	0
西原町	14.1	10	2,729	2,576	0	78	75	1,339	1,227	0	54	58	1,390	1,349	0	24	17

4 面的評価について

自動車騒音常時監視については、自動車騒音常時監視マニュアル（平成 23 年 9 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に基づき実施しており、監視対象地域すべての区間について毎年監視測定するものではなく、原則 5 年以内でローテーションを組み実施し、環境基準の達成状況を評価（面的評価）しています。

面的評価については、毎年行うことが義務付けられており、この場合、過年度における面的評価結果を含めて、評価することとなります。（図 1-1 を参照）

本県では、図 1-2 のとおり面的評価しており、本年度は、令和 2 年度から令和 6 年度までの評価結果を基に面的評価を行いました。

なお、平成 24 年度から施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 2 次一括法）により、市の区域にあっては市長が評価を行うこととなっています。

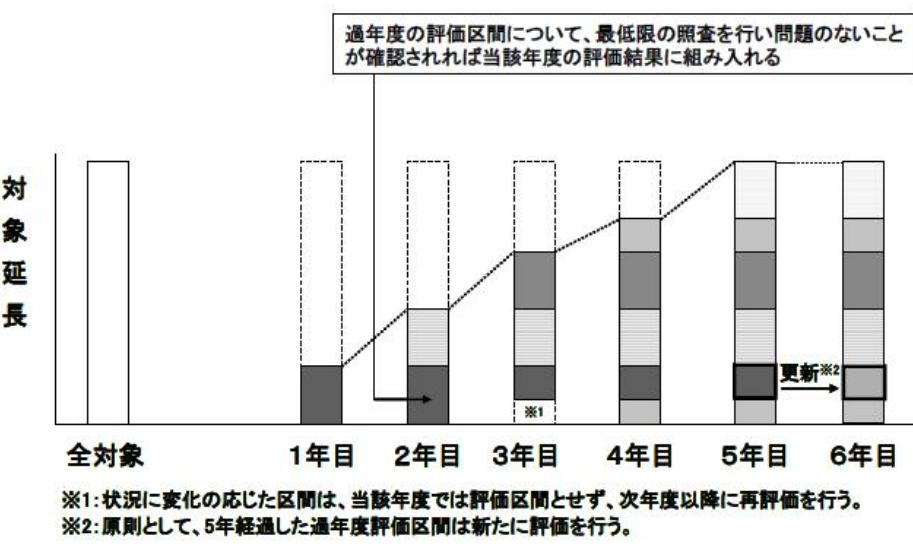


図 1-1 ローテーションの考え方の例

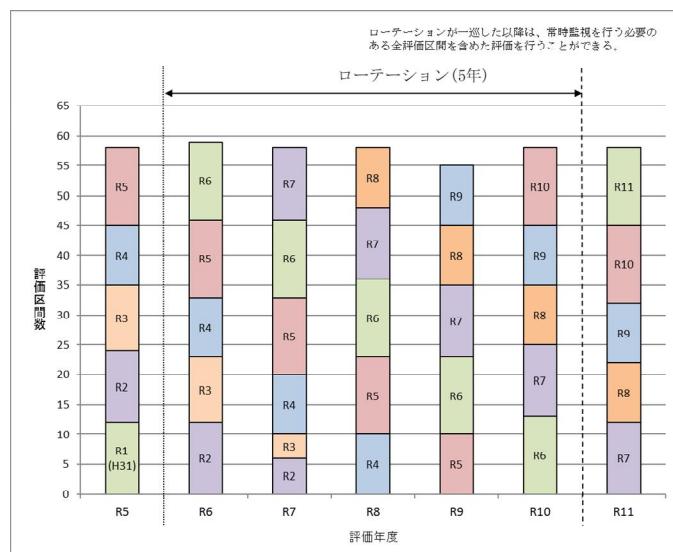


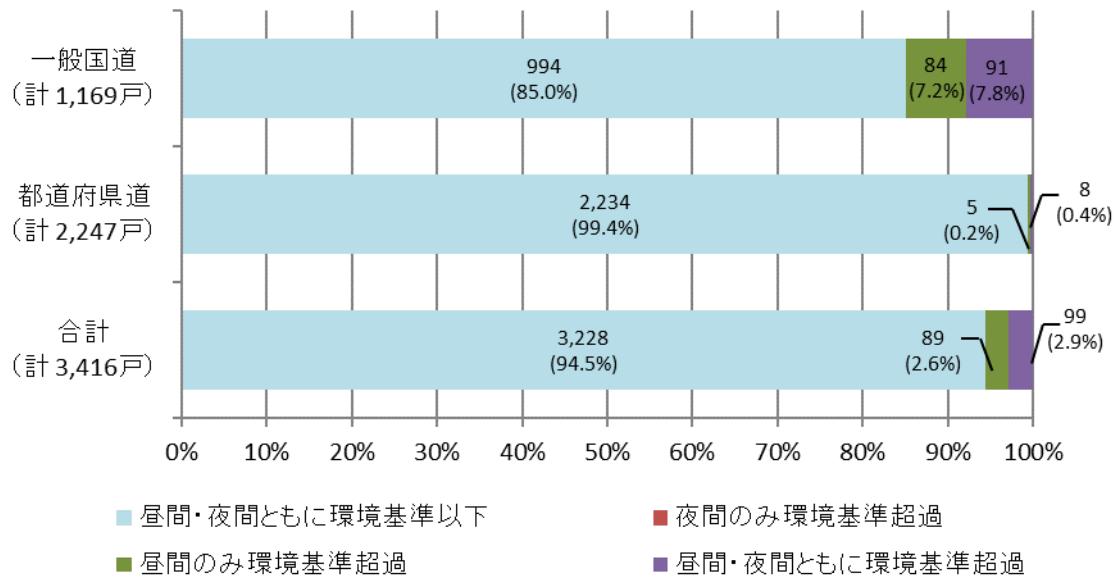
図 1-2 沖縄県における面的評価

5 環境基準達成状況（面的評価）

（1）道路種類別における環境基準達成状況

モニタリング計画に基づき、令和6年度は、一般国道5評価区間（延長7.0km）、都道府県道等で8評価区間（延長13.2km）の合計13区間（延長20.2km）で面的評価を行いました。

道路種類別における環境基準達成状況を図2に示しました。評価の対象とされた3,416戸（一般国道1,169戸、都道府県道2,247戸）のうち、昼間のみ基準値を超過した住居等は、一般国道では84戸（7.2%）、都道府県道では5戸（0.2%）であり、昼間・夜間ともに基準値を超過した住居等は、一般国道では91戸（7.8%）、都道府県道では8戸（0.4%）でした。それ以外の住居等は環境基準を満たす結果となりました。



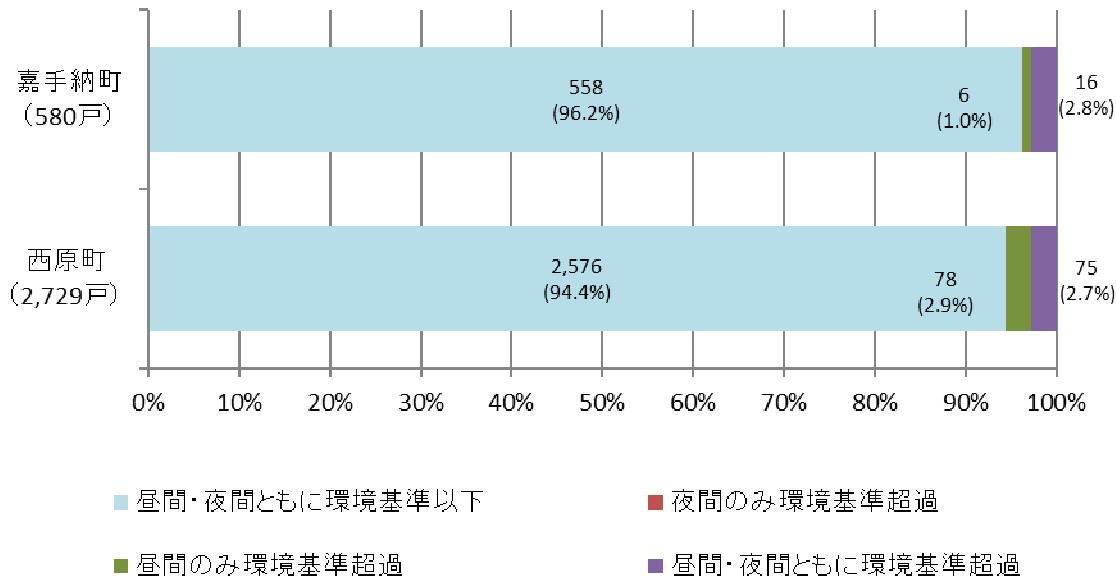
注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

注.2 道路種類別のため、交差道路で重複計数された住居等戸数が含まれています。

図2 道路種類別における環境基準達成状況

(2) 町村別における環境基準達成状況

町村別における環境基準達成状況を図3に示しました。昼間のみ環境基準を超過した住居等は、嘉手納町で6戸(1.0%)、西原町で78戸(2.9%)であり、昼間・夜間ともに基準値を超過した住居等は、嘉手納町で16戸(2.8%)、西原町で75戸(2.7%)でした。それ以外の住居等では、環境基準を満たす結果となりました。



注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。
注.2 交差道路で重複計数された住居等戸数は調整し除いています。

図3 町村別における環境基準達成状況

(3) 全体および近接空間・非近接空間別における過年度評価を含めた環境基準達成状況

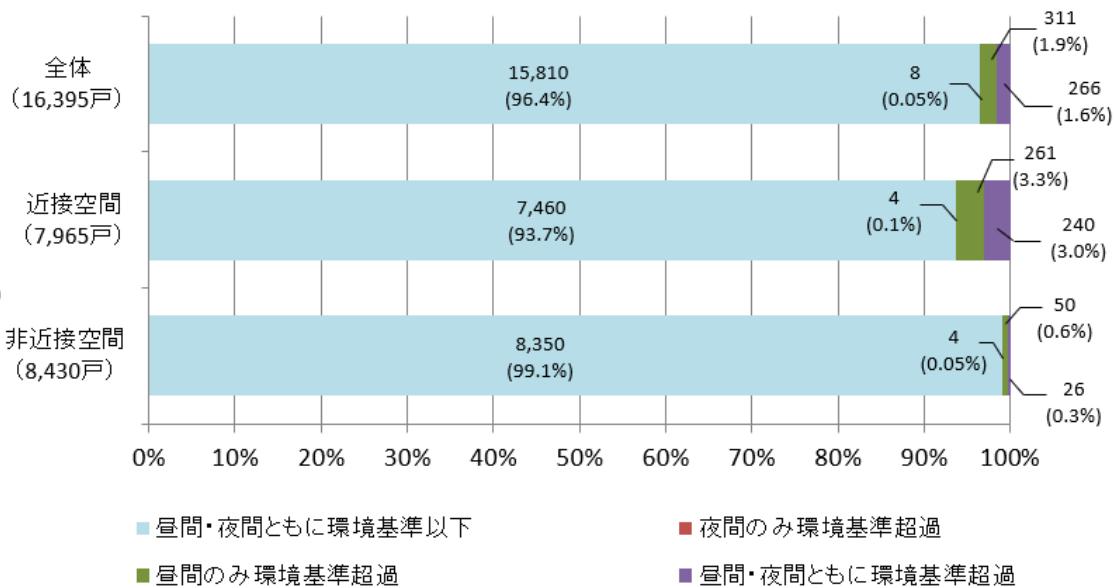
令和2年度以降実施した面的評価の結果を含めた全体の環境基準達成状況は、図4に示すとおり 15,810戸(96.4%)の住居等が昼夜とも環境基準を達成していましたが、8戸(0.05%)の住居等が「夜間のみ基準値超過」、311戸(1.9%)の住居等が「昼間のみ基準値超過」、266戸(1.6%)の住居等が「昼間・夜間とも環境基準値を超過」していました。

近接空間(※1)・非近接空間(※2)別の環境基準達成状況については、近接空間では7,460戸(93.7%)、非近接空間では8,350戸(99.1%)の住居等が環境基準を満たしていました。

※1「近接空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が設定されています。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※2「非近接空間」とは、近接空間の背後地や幹線道路以外の道路に面する地域のことです。



注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

注.2 交差道路で重複計数された住居等戸数は調整し除いています。

図4 全体および近接空間・非近接空間別の環境基準達成状況

別添資料1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準（以下、「環境基準」という。）のことをいいます。

一般地域

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

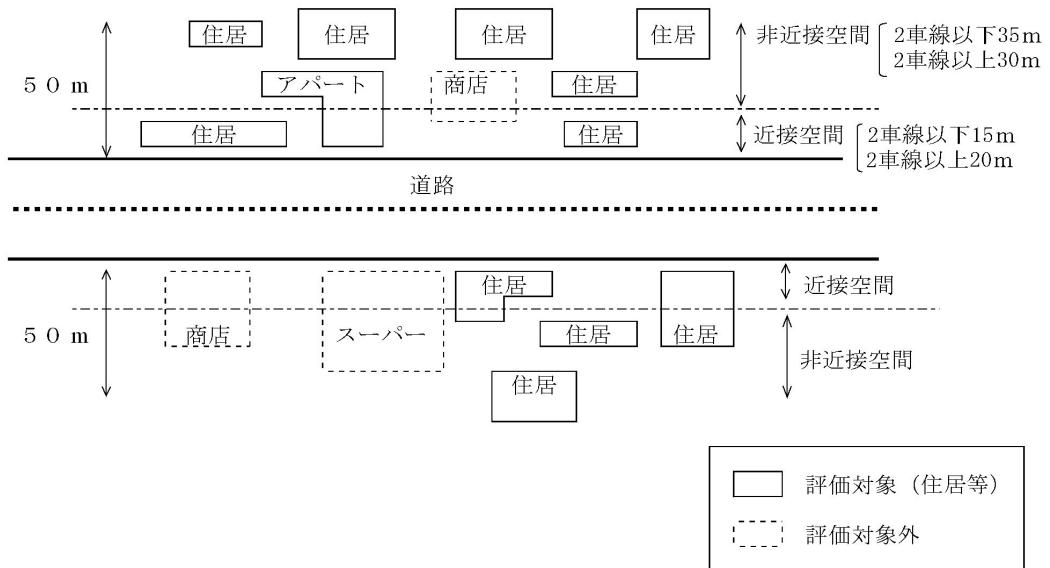
地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

別添資料2

面的評価を行う範囲



面的評価は道路端から 50 メートルにある住居等を対象とし、評価区間は、自動車の運行に伴う騒音が概ね一定とみなせる区間に分割します。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15 メートル、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲とします。